

(測定又は診断機能に対する配慮)

第10条 測定機能を有する医療機器は、その不正確性が患者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合、当該医療機器の使用目的に照らし、十分な正確性、精度及び安定性を有するよう、設計及び製造販売業者等によって示されない。正確性の限界は、製造販売業者等によって示されなければならない。	・ペースメーカー基準 19.2 推奨交換時期の警告	不十分な警告 警告の見過ごし	- 不適切な警告およびその他の計量状態 - 結果の誤表示	・推奨交換指標の誤表示 (ウォームアップせず) ・センシング不全	定期的な患者フォローアップ未了
2 診断用医療機器は、その適用目的に応じ、適切な科学的及び技術的方法に基づいて、十分な正確性、精度及び安定性を得られるよう、設計及び製造されなければならない。設計にあたっては、感受度、特異性、正確性、反復性、再現性及び既知の干渉要因の管理並びに検出限界に適切な注意を払わなければならない。					
3 診断用医療機器の性能が較正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらの較正器又は標準物質に割り当てられている値の選択性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。					
4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。					
5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならない。					
(放射線に対する防御)	第11条 医療機器は、その使用目的に沿つて、治療及び診断のために適正な水準の放射線の照射を妨げることなく、患者、使用者及び第三者への放射線被曝が合理的、かつ適切に低減するよう設計、製造及び包装されなければならない。				

2 医療機器の放射線出力について、医療上その有用性が放射線の照射に伴う危険性を上回ると判断される特定の医療目的のためには、障害発生の恐れ又は潜在的な危害が生じる水準の可視又は不可視の放射線が使用者によつて設計されている場合には、線量が使用者によって制御できるよう設計されなければならない。当該医療機器は、関連する可変パラメータの許容される公差内で再現性が保証されるよう設計及び製造されなければならない。	3 医療機器が、潜在的に障害発生の恐れのある可視又は不可視の放射線を照射するものである場合においては、必要に応じ照射を確認できる視覚的表示又は聴覚的警報を具備していかなければならない。	4 医療機器は、意図しない二次放射線又は散乱線による患者、使用者及び第三者への被曝を可能な限り軽減するよう設計及び製造されなければならない。	5 放射線を照射する医療機器の取扱説明書には、照射する放射線の性質、患者及び使用者に対する防護手段、誤使用の防止法並びに据付中の固有の危険性の排除方法について、詳細な情報が記載されていなければならない。
6 電離放射線を照射する医療機器は、必要に応じ、その使用目的に照らして、照射する放射線の線量、幾何学的及びエネルギー分布(又は線質)を変更及び制御できるよう、設計及び製造されなければならない。	7 電離放射線を照射する診断用医療機器は、患者及び使用者の電離放射線の被曝を最小限に抑え、所定の診断目的を達成するため、適切な画像又は出力信号の質を高めるよう設計及び製造されなければならない。		

8 電離放射線を照射する治療用医療機器は、照射すべき線量、ビームの種類及びエネルギー分布を確実にモニタリングし、かつ制御できるよう設計及び製造されなければならない。

(能動型医療機器に対する配慮)

第12条 電子プログラムシステムを内蔵した医療機器は、ソフトウェアを含めて、その使用目的に照らし、これらのシステムの再現性、信頼性及び性能が確保されるよう設計されなければならない。また、システムに一つでも故障が発生した場合、実行可能な限り、当該故障から派生する危険性を適切に除去又は軽減できるよう、適切な手段が講じられなければならない。	・JIS T 14971 ・ペースメーカー基準 16.4ランナウェイプロテクト 19.1経年変化 19.3故障に対する対応	不完全な要求事項 故障モード 電池寿命によるペーシン 電池寿命によるペーシン 電池寿命によるペーシン 電池寿命によるペーシン	- 設計のパラメータ - 電気的／機械的な完全性の予想外の喪失	定期的な患者フォローアップ未了
2 内部電源医療機器の電圧等の変動が、患者の安全に直接影響を及ぼす場合、電力供給状況を判別する手段が講じられてなければならない。	・ペースメーカー基準 19.2推奨交換時期の警告	電池寿命によるペーシン	- 医療機器の状態があいまいまたは不明瞭 - 設定またはその他の情報があいまい、または表示が不明瞭	
3 外部電源医療機器で、停電が患者の安全に直接影響を及ぼす場合、停電による電力供給不能を知らせる警報システムが内蔵されていないなければならない。				
4 患者の臨床パラメータの一つ以上をモニタに表示する医療機器は、患者が死亡又は重篤な健康障害につながる状態に陥った場合、それを使用者に知らせる適切な警報システムが具備されてなければならない。				
5 医療機器は、通常の使用環境において、当該医療機器又は他の製品の作動を損なう恐れのある電磁的干渉の発生リスクを合理的、かつ適切に低減するよう設計及び製造されているなければならない。				

6 医療機器は、意図された方法で操作するために、電磁的妨害に対する十分な内在的耐性を維持するよう設計及び製造されなければならない。	・ペースメーカー基準 27 電磁非電離放射線に対する植込み型パルスジェネレータの保護	環境的なハザード(電磁波干渉) -電磁場(電磁干渉への感受性など)	盗難防止装置によるリセット、CTIによるリセット
7 医療機器が製造販売業者等により指示されたとおりに正常に据付けられ及び保守されており、通常使用及び単一故障状態において、偶発的な電撃リスクを可能ならぬ。防止できるよう設計及び製造されなければならない。	・ペースメーカー基準 19.3故障に対する対応	電気エネルギー	-電磁場(電磁干渉への感受性など)

(機械的危険性に対する配慮)

第13条 医療機器は、動作抵抗、不安定性及び可動部分に關連する機械的危険性から、患者及び使用者を防護するよう設計及び製造されなければならない。			
2 医療機器は、振動発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における振動抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する振動に起因する危険性を実行可能な限り最も低い水準に低減するよう設計及び製造されなければならない。			
3 医療機器は、雜音発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における雑音抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する雑音に起因する危険性を、可能な限り最も低い水準に抑えるよう設計及び製造されなければならない。			
4 使用者が操作しなければならない電気、ガス又は水圧式若しくは空圧式のエネルギー源に接続する端末及び接続部は、可能性のあるすべての危険性が最小限に抑えられるよう、設計及び製造されなければならない。			

5 医療機器のうち容易に触れる部分(意図的に加熱又は一定温度を維持する部分を除く。)及びその周辺部は、通常の使用において、潜在的に危険な温度に達することのないようにしなければならない。	・ペースメーカー基準 17 熱による患者への危険に対する保護	熱に関するハザード	- 設計のパラメータ
	・ペースメーカー基準 16.2電気による患者への危険に対する保護	電気エネルギー	- 出力停止 - 電気的／機械的な完全性の予想外の喪失 - 除細動不全
	・ペースメーカー基準 16.2電気による患者への危険に対する保護	電気エネルギー	- 電磁場(電磁干渉への感受性など) - 設定またはその他の情報があいまい、または表示が不明瞭 - CTIによるリセット - 盗難防止装置によるセンシング不全 - 設定ミス

(自己検査医療機器等に対する配慮)

<p>第15条 自己検査医療機器又は自己投薬医療機器(以下「自己検査医療機器等」という。)は、それぞれの使用者が利用可能な技術及び手段並びに通常生じ得る使用者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用途に沿つて適正に操作できるように設計及び製造されなければならない。</p>	<p>2 自己検査医療機器等は、当該医療機器の取扱い中、検体の取扱い中(検体を取り扱う場合に限る。)及び検査結果の解釈における誤使用の可能性を可能な限り低減するよう設計及び製造されなければならない。</p>	<p>3 自己検査医療機器等には、合理的に可能な場合、製造販売業者が意図したように機能することを、使用に当たつて使用者が検証できる手順を含めておかない。</p>
<p>(製造業者・製造販売業者が提供する情報)</p>	<p>使用者には、使用者の訓練及び知識の程度を考慮し、製造業者・製造販売業者名、安全な使用法及び医療機器又は体外診断薬の意図した性能を確認するために必要な情報が提供されなければならない。この情報は、容易に理解できるものでなければならぬ。</p>	<p>・ペースメーカ基準 28添付文書 .JIS T1497 情報提供のハザード 使用におけるハザード ・CT等による誤使用 ・シンクセシング不全など -故意に誤使用される可能性 -副作用に関する不十分な警告 -情報が提供されない</p>

(性能評価)

第16条 医療機器の性能評価を行うために収集されるすべてのデータは、薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)その他関係法令の定めるところに従つて収集されなければならない。	規則43条		
2 臨床試験は、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成十七年厚生労働省令第三十六号)に従つて実行されなければならない。	GCP		

対象品目(全自动除細動器)

第一章 一般的要求数項

基本要件	適用規格 (JIS, ISO, IEC, etc)	ハサード(ISO 14971)	危険状態(ISO 14971)	不具合・有害事象 (厚労省報告ベース+添付文書)	ユーザビリティ・HFE・ユーザエラー
(設計) 第1条 医療機器(車ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。以下同じ。)は、当該医療機器の意図された使用条件及び用途に従い、また、必要に応じ、技術知識及び経験を有し、並びに教育を受けた場合において、患者の臨床状態及び安全を損なわないよう、使用者及び医療機器に及ぼす場合に限る。)の安全や健康を害すことがないよう、並びに使用者の間に発生する危険性の程度が、その使用によって患者の得られる有用性に比して許容できる範囲内にあり、高水準の健康及び安全の確保が可能のように設計及び製造されてなければならない。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理に関する基準に関する省令 JIS T 14971:医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用	不適切なラベリング - 不完全な使用に関する不適切な仕様 - 設計のパラメータ - 操作のパラメータ - 性能の要求事項 - 意図する使用の不適切な仕様 - 不適切な操作指示、例えば - 医療機器と共に使う付属品の不適切な仕様 - 仕様前点検の不適切な仕様 - 條件すぎる操作指示	不完全な要求事項 - 次に関する不適切な仕様 - 製造プロセス - 製造プロセスに関する変更の管理不足	JIS T 0601-1:医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求数項 IEC 60601-2-4:Medical electrical equipment—Part 2-4: Particular requirements for the safety of cardiac defibrillators JIS T 14971:医療機器ーリスクマネジメントの医療機器への適用	
(リスクマネジメント) 第2条 医療機器の設計及び製造に係る製造販売業者又は製造販売業者(以下「製造販売業者等」という。)は、最新の技術に立脚して医療機器の安全性を確保しなければならない。危険性の低減が要求される場合、製造販売業者等は各危険についての残存する危険性が許容される範囲内にあると判断されるように危険性を管理しなければならない。この場合において、製造販売業者等は次の各号に掲げる事項を当該各号の順序に従い、危険性の管理に適用しなければならない。 一 既知又は予見し得る誤使用に起因する危険性を評価すること。 二 前号により評価された危険性を本質的な安全設計及び製造を通じて、合理的に実行可能な限り除去すること。 三 前号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を適切な防護手段(警報装置を含む。)により、実可行可能な限り低減すること。 四 第二号に基づく危険性の除去を行った後に残存する危険性を示すこと。					

(医療機器の性能及び機能) 第3条 医療機器は、製造販売業者等の意図する性能を発揮できないばらず、医療機器としての機能を発揮できるよう設計、製造及び包装されなければならない。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理 理及び品質管理に関する基準に関する省令	機能的なハサード - 機能の喪失または劣化 - 次に関する不適切な仕様 - 設計のパラメータ - 操作のパラメータ - 性能の要求事項 - サービス内の要求事項 - (保守、再処理など) - 製造プロセスに関する 変更の管理不足 - 材料／材料の適合性に 関する情報の管理不足 - 製造プロセスの管理不 足 - 下請負契約者の管理不 足	除細動放電ができないなかつ た。 電源投入不能 バッテリコネクタピンの破 損 治療用ケーブル内コネクタ ピンの破損 治療用ケーブル不全
(製品の寿命) 第4条 製造販売業者等が設定した医療機器の製品の寿命の範囲内において当該医療機器が製造販売業者等の指示に従つて、通常の使用条件下において発生しうる負荷を受け、かつ、製造販売業者等の指示に従つて適切に保守された場合に、医療機器の特性及び性能は、患者又は使用者若しくは第三者の健康及び安全を脅かす有害な影響を与える程度に劣化等による悪影響を受けるものであつてはならない。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管 理及び品質管理に関する基準に関する省令 JIS T 14971:医療機器－リスクマネジメント の医療機器への適用	不適切なラベリング - 不完全な使用に関する指示 - 不適切な限界表示 - 不適切な操作指示、例え ば - 使用前点検の不適切な 仕様	不完全な要求事項 - 善命の終わり - 故障モード - 機械的な完全性の予想 - 外の喪失 - 老朽化、磨耗および反 復使用による機能の劣化 - 疲労
(輸送及び保管等) 第5条 医療機器は、製造販売業者等の指示及び情報に従つた条件の下で輸送及び保管され、かつ意図された使 用方法で使用された場合において、その特性及び性能が 低下しないよう設計、製造及び包装されてなければならない。	医療機器及び体外診断用医薬品の製造管 理及び品質管理に関する基準に関する省令 JIS T 14971:医療機器－リスクマネジメント の医療機器への適用	輸送および保管 - 不適切な環境条件	
(医療機器の有効性) 第6条 医療機器の意図された有効性は、起こりうる不具 合を上回るものでなければならない。	JIS T 14971:医療機器－リスクマネジメント の医療機器への適用 IEC 60601-2-4:Medical electrical equipment—Part 2-4: Particular requirements for the safety of cardiac defibrillators	機能的なハサード - 機能の喪失または劣化	エネルギーの充電時間が 長くかかる。

第二章 設計及び製造要求事項

(医療機器の化学的特性等)

第7条 医療機器は、前章の要件を満たすほか、使用材料について、必要に応じ、次の各号に掲げる事項に付記する。注記が記された上で、設計及び製造されていなければならぬ。 一 毒性及び可燃性 二 使用材料と生体組織、細胞、体液及び検体との間の適合性 三 硬度、摩耗及び疲労度等	JIS T 14971 医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用 JIS T 0601-1 医用電気機器 第1部：安全に関する一般的要求事項 JIS T 0993-1：医療機器の生物学的評価 第一部評価及び試験	電磁エネルギー - 線電圧 - 漏れ電流 - 機械的エネルギー - 可動部分 - ねじれ、ずれ、および抗張力	環境要因 - 物理的原因(熱、圧力、時間など) - 科学的原因(腐食、分解、汚など) - 生体内分解
2 医療機器は、その使用目的に応じ、当該医療機器の輸送、保管及び使用に携わる者及び患者に対して汚染物質及び残留物質(以下「汚染物質等」という。)が及ぼす危険性を最小限に抑えるよう設計、製造及び包装されなければならない。また、汚染物質等に接觸する生体組織、接觸時間及び接觸頻度について注意が払われていなければならない。	JIS T 14971:医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用	化学的ハザード - 気道、組織、環境または所有物の異物などへの暴露 - 酸またはアルカリ	製造プロセス - 材料／材料の適合性に関する情報の管理不足 - 環境要因 - 生体適合性
3 医療機器は、通常の使用手順の中で当該医療機器と同じく使用される各種材料、物質又はガスと安全に併用できるよう設計及び製造されていなければならず、また、医療機器の用途が医薬品の投与である場合、当該医療機器は、当該医薬品の承認内容及び関連する基準に照らして適切な投与が可能であり、その用途に沿つて当該医療機器の性能が維持されるよう、設計及び製造されていなければならない。	JIS T 14971:医療機器－リスクマネジメントの医療機器への適用	化学的ハザード - 気道、組織、環境または所有物の異物などへの暴露 - 洗浄剤、消毒剤または試験薬剤 - 医療ガス - 麻酔産物	不正確な定式化 - 生体適合性 - 情報が提供されない、または提供されたスペックが不適切 - ユーマンアクラシティ設計上の欠陥を引き金として使用に關連する誤り - 使用に關する指示が分かりにくい、または欠落している - 熟練していない／訓練を受けていない者による使用 - 消耗品、付属品、その他の医療機器との不適合性
4 医療機器がある物質を必須な要素として含有し、当該物質が単独で用いられる場合に医薬品に該当し、かつ、当該医療機器の性能を補助する目的で人体に作用を及ぼす場合、当該物質の安全性、品質及び有効性は、当該医療機器の使用目的に照らし、適正に検証されなければならない。			

5 医療機器は、当該医療機器から漏出又は漏出する物質が及ぼす危険性が合理的に実行可能な限り、適切に低減するよう設計及び製造されてなければならない。	JIS T 14971:医療機器一リスクマネジメント の医療機器への適用	化学的なハザード - 分解産物	環境要因 - 化学的因素(腐食、分解、汚など) - 生体内分解 - 故障モード - 老化、摩耗および反復使用による機能の劣化(例えば、液体／ガス／流路の緩やかな閉塞、流動抵抗の変化、電気伝導度の変化)
6 医療機器は、合理的に実行可能な限り、当該医療機器自体及びその目的とする使用環境に照らして、偶発的にある種の物質がその医療機器へ侵入する危険性又はその医療機器から漏出することにより発生する危険性を、適切に低減できるよう設計及び製造されなければならない。	JIS T 0601-1:医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要件事項 JIS T 14971:医療機器一リスクマネジメント の医療機器への適用	生物学的なハザード - 再感染または交差感染	洗浄、消毒及び滅菌 - 洗浄、消毒および滅菌のパリテートされた手順が存在しない、または規格が不適切 - 洗浄、消毒および滅菌の不適切な実施
(微生物汚染等の防止)	JIS T 0601-1:医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要件事項 JIS T 14971:医療機器一リスクマネジメント の医療機器への適用	JIS T 0601-1:医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要件事項 JIS T 14971:医療機器一リスクマネジメント の医療機器への適用	洗浄、消毒及び滅菌 - 洗浄、消毒および滅菌のパリテートされた手順が存在しない、または規格が不適切 - 洗浄、消毒および滅菌の不適切な実施
第8条 医療機器及び当該医療機器の製造工程は、患者、使用者及び第三者(医療機器の使用にあたつて第三者に対する感染の危険性がある場合に限る。)に対する感染の危険性がある場合、これらの危険性を、合理的に実行可能な限り、適切に除去するよう、次の各号を考慮して設計されなければならない。 一 必要に応じ、使用中の医療機器からの微生物漏出又は曝露を、合理的に実行可能な限り、適切に軽減すること。 二 必要に応じ、接体への微生物汚染を防止すること。 三 必要に応じ、患者、使用者及び第三者による医療機器又は接体への微生物汚染を防止すること。	2 医療機器に生物由来の物質が組み込まれている場合、適切な入手先、ドナー及び物質を選択し、妥当性が確認されている不活性化、保全、試験及び制御手順により、感染に関する危険性を、合理的かつ適切な方法で低減しなければならない。		

3 医療機器に組み込まれた非ヒト由来の組織、細胞及び物質(以下「非ヒト由来組織等」という。)は、当該非ヒト由来組織等の使用目的に応じて断医学的に管理及び監視される動物から採取されなければならない。製造販売業者は、非ヒト由来組織等を採取した動物の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウィルスその他の感染症病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図ることにより安全性を確保しなければならない。									
4 医療機器に組み込まれたヒト由来の組織、細胞及び物質(以下「ヒト由来組織等」という。)は、適切な入手先から入手されなければならない。製造販売業者等は、ドナー又はヒト由来の物質の選択、ヒト由来組織等の処理、保存、試験及び取扱いにおいて最高の安全性を確保し、かつ、ウィルスその他の感染症病原体対策のため、妥当性が確認されている方法を用いて、当該医療機器の製造工程においてそれらの除去又は不活性化を図り、安全性を確保しなければならない。									
5 特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、販売時及び製造販売業者等により指示された条件下輸送及び保管する時に当該医療機器の特別な微生物学的状態を維持できるように設計、製造及び包装されなければならない。									
6 減菌状態で出荷される医療機器は、再使用が不可能である包装及び製造されなければならない。当該医療機器の包装は適切な手順に従って、包装の破損又は開封がなされない限り、販売された時点での滅菌であり、製造販売業者によって指示された輸送及び保管条件の下で無菌状態が維持され、かつ、再使用が不可能であるようにされてなければならない。									
7 減菌又は特別な微生物学的状態にあることを表示した医療機器は、妥当性が確認されている適切な方法により滅菌又は特別な微生物学的状態にするための処理が行われた上で製造され、必要に応じて滅菌されなければならない。									
8 減菌を施さなければならない医療機器は、適切に管理された状態で製造されなければならない。									

9 非滅菌医療機器の包装は、当該医療機器の品質を落とさないよう所定の清潔度を維持するものでなければならない。使用前に滅菌を施さなければならぬ医療機器の包装は、微生物汚染の危険性を最小限に抑え得るようなものでなければならない。この場合の包装は、滅菌方法を考慮した適切なものでなければならない。	医療機器及び医療機器の品質を落とさないよう所定の清潔度を維持するものでなければならない。医療機器の包装は、微生物汚染の危険性を最小限に抑え得るようなものでなければならない。この場合の包装は、滅菌方法を考慮した適切なものでなければならない。	医療機器及び医療機器の品質を落とさないよう所定の清潔度を維持するものでなければならない。医療機器の包装は、微生物汚染の危険性を最小限に抑え得るようなものでなければならない。この場合の包装は、滅菌方法を考慮した適切なものでなければならない。
10 同一又は類似製品が、滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される場合、両者は、包装及びラベルによってそれぞれが区別できるようにしなければならない。	同一又は類似製品が、滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される場合、両者は、包装及びラベルによってそれぞれが区別できるようにしなければならない。	同一又は類似製品が、滅菌及び非滅菌の両方の状態で販売される場合、両者は、包装及びラベルによってそれぞれが区別できるようにしなければならない。

(製造又は使用環境に対する配慮)

JIS T 1497:医療機器—リスクマネジメント
JIS T 0601-1-1:医用電気機器 第1部:安全に関する一般的な要求事項 第1節:副通則
医用電気システムの安全要求事項
(製品が医用電気システムとなる場合に適用)
添付文書

医療機器又は体外診断薬又は装置と組み合せて使用される場合、接続系を含めたすべての組み合せは、安全であり、各医療機器又は体外診断薬が持つ性能が損なわれないようにしなければならない。組み合わされる場合、使用上の制限事項は、直接表示するか添付文書に明示しておかなければならない。

不正確な定式化 -情報が提供されない、または提供されたスペックが不適切 -不正確な定式化に関するハザードについての不十分な警告 -使用に関する誤り ヒューマンアクタ 設計上の欠陥を引き金として使用に関する誤り -生じる可能性、例えば使用に関する指示が分かりにくく、または欠落している -医療機器の状態があいまいまたは不明瞭 -不十分な視認性 -熟練していない／訓練を受けいない者による使用 -副作用に関する不十分な警告 -消耗品、付属品、その他の医療機器との不適合性 -うつかりミス、過失および間違い
--

<p>第9条 医療機器については、次の各号に掲げる危険性が、合理的かつ適切に除去又は低減されるよう設計及び製造されなければならない。</p> <p>一 物理的特性に関連した傷害の危険性 又は環境条件に關連する危険性</p> <p>二 合理的に予測可能な外界からの影響 又は環境条件に通常の状態で使用中に接触する可能性のある原材料、物質及びガスとの同時使用に関する危険性</p> <p>三 物質が偶然医療機器に侵入する危険性</p> <p>四 物質を誤認する危険性</p> <p>五 研究又は治療のために通常使用される他の医療機器又は体外診断用医薬品と相互干渉する危険性</p> <p>六 保守又は較正が不可能な場合、使用材料が劣化する場合又は測定若しくは制御の精度が低下する場合などに発生する危険性</p>	<p>JIS T 1497:医療機器—リスクマネジメント の適用</p> <p>JIS T 0601-1:医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項</p> <p>IEC 60601-2-4:Medical electrical equipment—Part 2-4: Particular requirements for the safety of cardiac defibrillators</p>	<p>使用に關連する誤り - 合理的に予見できる誤 使用 - 使い捨て医療機器の再 使用に関する不適切な警告 ヒューマンファクタ - 使用に関する指示が分 かりにくく、または欠落し ている - 医療機器の状態があい まいまたは不明瞭 - 不十分な視認性、可聴 性、感触性 - 動作に対する制御、また は実際の状態に対する表 示情報の配置が分かりにくく、</p>	<p>故障モード - 電気的／機械的な完全 性の予想外の喪失 - 老朽化、腐耗及び反復 使用による機能の劣化 (例えば、液体／ガス流路 の纏やかな閉塞、流動抵 抗の変化、電気伝導度の 変化) - 疲労故障</p>		
<p>2 医療機器は、通常の使用及び单一の故障状態において、火災又は爆発の危険性を最小限度に抑えるよう設計及び製造されなければならない。可燃性物質又は爆発誘因物質に接觸して使用される医療機器については、細心の注意を払って設計及び製造しなければならない。</p>	<p>JIS T 0601-1:医用電気機器 第1部:安全に関する一般的要求事項</p> <p>IEC 60601-2-4:2002 Medical electrical equipment—Part 2-4: Particular requirements for the safety of cardiac defibrillators</p>				<p>3 医療機器は、すべての薬物の安全な処理を容易にできるように設計及び製造されなければならない。</p>

(測定又は診断機能に対する配慮)

<p>第10条 測定機能を有する医療機器は、その不正確性が患者に重大な悪影響を及ぼす可能性がある場合、当該医療機器の使用目的に照らし、十分な正確性、精度及び安定性を有するよう、設計及び製造されていないければならない。正確性の限界は、製造販売業者等によって示されなければならない。</p> <p>2 診断用医療機器は、その使用目的に応じ、適切な科学的及び技術的方法に基づいて、十分な正確性、精度及び安定性を得られるように設計及び製造されていないければならない。設計にあたっては、感度、特異性、正確性、反復性、再現性及び既知の干渉要因の管理並びに検出限界に適切な注意を払わなければならない。</p> <p>3 診断用医療機器の性能が較正器又は標準物質の使用に依存している場合、これらのが較正器又は標準物質に割り当てられている値の過及性は、品質管理システムを通して保証されなければならない。</p> <p>4 測定装置、モニタリング装置又は表示装置の目盛りは、当該医療機器の使用目的に応じ、人間工学的な観点から設計されなければならない。</p> <p>5 数値で表現された値については、可能な限り標準化された一般的な単位を使用し、医療機器の使用者に理解されるものでなければならぬ。</p>	<p>医療機器及び体外診断用医薬品の製造管 理及び品質管理に関する基準に関する省令 JST 14971:医療機器リスクマネジメント の医療機器への適用</p> <p>医療機器及び品質管理に関する基準に関する省令 JST 14971:医療機器への適用</p> <p>医療機器及び品質管理に関する基準に関する省令 JST 14971:医療機器への適用</p> <p>医療機器及び品質管理に関する基準に関する省令 JST 14971:医療機器への適用</p>	<p>機能的なハザード - 不正確な測定 - 間違ったデータ転送</p> <p>機能的なハザード - 不正確な測定 - 間違ったデータ転送</p> <p>不適切な操作指示、例えば - 医療機器と共に使う付属品の不適切な仕様</p> <p>不適切な操作指示、例えば - 使用前点検の不適切な仕様 - 複雑すぎる操作指示</p> <p>ヒューマンファクタ - 設定、測定またはその他の情報があいまい、または表示が不明瞭 - 不十分な視認性、可聴性、感触性 - 動作に対する制約、または実際の状態に対する表示が分かりにくい、 - 既存の装置と比べ問題を起こしやすいモードまたは配置</p> <p>JIS T 0601-1:医用電気機器 第1部:安全に関する一般的な要求事項 IEC 60601-2-4:Medical electrical equipment—Part 2-4: Particular requirements for the safety of cardiac defibrillators</p>	<p>使用に関連する誤り - 不正確な計測およびその他の計量状態 - 不正確な定式化 - 情報が提供されない、または提供された規格が不適切</p> <p>使用に関連する誤り - 不正確な計測およびその他の計量状態 - 不正確な定式化 - 情報が提供されない、または提供された規格が不適切</p> <p>ヒューマンファクタ - 設定、測定またはその他の情報があいまい、または表示が不明瞭 - 不十分な視認性、可聴性、感触性 - 動作に対する制約、または実際の状態に対する表示が分かりにくい、 - 既存の装置と比べ問題を起こしやすいモードまたは配置</p> <p>JIS T 0601-1:医用電気機器 第1部:安全に関する一般的な要求事項 IEC 60601-2-4:Medical electrical equipment—Part 2-4: Particular requirements for the safety of cardiac defibrillators</p>
---	--	---	--

(放射線に対する防護)

第11条 医療機器は、その使用目的に沿つて、治療及び診断のために適正な水準の放射線の照射を妨げることなく、患者、使用者及び第三者への放射線被曝が合理的かつ適切に低減するよう設計、製造及び包装されてなければならない。							
2 医療機器の放射線出力について、医療上その有用性が放射線の照射に伴う危険性を上回ると判断されるる特定の医療目的のために、障害発生の恐れ又は潜在的な危害が生じる水準の可視又は不可視の放射線が照射されるよう設計されている場合には、線量が使用者によつて制御できるように設計されなければならない。当該医療機器は、関連する可変パラメータの許容再現性が保証されるよう設計及び製造されてなければならない。							
3 医療機器が、潜在的に障害発生の恐れのある可視又は不可視の放射線を照射するものである場合においては、必要に応じ照射を確認できる視覚的表示又は聴覚的警報を具備していなければならない。							
4 医療機器は、意図しない二次放射線又は散乱線による患者、使用者及び第三者への被曝を可能な限り軽減するよう設計及び製造されなければならない。							
5 放射線を照射する医療機器の取扱説明書には、照射する放射線の性質、患者及び使用者に対する防護手段、誤使用の防止法並びに据付中の固有の危険性の記載がなければならない。について、詳細な情報が記載されなければならない。							
6 電離放射線を照射する医療機器は、必要に応じ、その使用目的に照らして、照射する放射線の線量、幾何学的及びエネルギー分布(又は線質)を変更及び制御できるよう、設計及び製造されなければならない。							
7 電離放射線を照射する診断用医療機器は、患者及び使用者の電離放射線の被曝を最小限に抑え、所定の診断目的を達成するため、適切な画像又は出力信号の質を高めるよう設計及び製造されなければならない。							
8 電離放射線を照射する治療用医療機器は、照射すべき線量、ビームのエネルギー並びに必要に応じ放射線ビームのエネルギー分布を確実にモニタリングし、かつ制御できるよう設計及び製造されなければならない。							

(能動型医療機器に対する面臨)

第12条 電子プログラムシステムを内蔵した医療機器は、ソフトウェアを含めて、その使用目的に照らし、これらのシステムの再現性、信頼性及び性能が確保されるよう設計されなければならない。また、システムに一つでも故障が発生した場合、実可行可能な限り、当該故障から派生する危険性を適切に除去又は軽減できよう、適切な手段が講じられないなければならない。	JIS T 0601-1:医用電気機器 第1部:安全に関する一般的な要求事項 IEC 60601-2-4:Medical electrical equipment—Part 2-4; Particular requirements for the safety of cardiac defibrillators JIS T 1497:医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用	ソフトの不具合 立ち上げ不可 エラー表示がされ解析できない
2 内部電源医療機器の電圧等の変動が、患者の安全に直接影響を及ぼす場合、電力供給状況を判別する手段が講じられないなければならない。	IEC 60601-2-4:Medical electrical equipment—Part 2-4; Particular requirements for the safety of cardiac defibrillators	バッテリ不良の疑い。 早期電池消耗の疑い。
3 外部電源医療機器で、停電が患者の安全に直接影響を及ぼす場合、停電による電力供給不能を知らせる警報システムが内蔵されていないなければならない。	IEC 60601-2-4:Medical electrical equipment—Part 2-4; Particular requirements for the safety of cardiac defibrillators	サービスおよび保守の不適切な使用 -副作用に関する不適切な警告 -使用に関連するハザード -不注意 -日常的な違反
4 患者の臨床（ラメータの一つ以上をモニタに表示する）医療機器は、患者が死亡又は重篤な健康障害につながる状態に陥った場合、それを使用者に知らせる適切な警報システムが具備されていないなければならない。	IEC 60601-2-4:Medical electrical equipment—Part 2-4; Particular requirements for the safety of cardiac defibrillators	環境要因 -電磁場（電磁干渉への感受性など）
5 医療機器は、通常の使用環境において、当該医療機器又は他の製品の作動を損なう恐れのある電磁的干渉に耐えられるよう設計及び製造されなければならない。	JIS T 0601-1-2:医用電気機器 第1部:安全に関する一般的な要求事項—第2節:副通則一電磁耐立性—要求事項及び試験 IEC 60601-2-4:Medical electrical equipment—Part 2-4; Particular requirements for the safety of cardiac defibrillators	環境要因 -電磁場（電磁干渉への感受性など）
6 医療機器は、意図された方法で操作するために、電磁的妨害に対する十分な内在的耐力を維持するように設計及び製造されなければならない。	JIS T 0601-1-2:医用電気機器 第1部:安全に関する一般的な要求事項—第2節:副通則一電磁耐立性—要求事項及び試験 IEC 60601-2-4:Medical electrical equipment—Part 2-4; Particular requirements for the safety of cardiac defibrillators	環境要因 -電磁場（電磁干渉への感受性など）
7 医療機器が製造販売業者等により指示されたとおりに正常に操作され及び保守されており、通常使用及び車両に搭載された場合において、偶発的な電擊リスクを可能な限り防止できるよう設計及び製造されていないなければならない。	JIS T 0601-1:医用電気機器 第1部:安全に関する一般的な要求事項 -給電電圧	環境要因 -電力の不適切な供給

<p>(機械的危険性に対する配慮)</p> <p>第13条 医療機器は、動作抵抗、不安定性及び可動部分に関する機械的危険性から、患者及び使用者を防護するよう設計及び製造されなければならない。</p>	<p>JIS T 0601-1:医用電気機器 第1部:安全に関する一般的な要求事項</p> <p>2 医療機器は、振動発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における振動抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する振動に起因する危険性を実行可能な限り最も低い水準に低減するよう設計及び製造されなければならない。</p> <p>3 医療機器は、雑音発生が仕様上の性能の一つである場合を除き、特に発生源における雑音抑制のための技術進歩や既存の技術に照らして、医療機器自体から発生する雑音に起因する危険性を、可能な限り最も低い水準に抑えよう設計及び製造されなければならない。</p> <p>4 使用者が操作しなければならない電気、ガス又は水圧式若しくは空圧式のエネルギー源に接続する端末及び接続部は、可能性のあるすべての危険性が最小限に抑えられるよう、設計及び製造されなければならない。</p> <p>5 医療機器のうち容易に触れることのできる部分(意図的に加熱又は一定温度を維持する部分を除く。)及びその周辺部は、通常の使用において、潜在的に危険な温度に達することのないようにしなければならない。</p>	<p>JIS T 0601-1:医用電気機器 第1部:安全に機械的工ネルギー</p> <p>- 可動部分 - 張力 - ねじれ、ずれ、および抗張力</p> <p>次に記すする不適切な仕様</p> <ul style="list-style-type: none"> - 設計のパラメータ - 機能の要求事項 - サービス内の要求事項(保守、再処理など) - 寿命の終わり - 製造プロセスに関する情報不足 - 材料／材料の適合性に関する情報の管理不足 - 製造プロセスの管理不足 - 下請負契約者の管理不足 	<p>JIS T 0601-1:医用電気機器 第1部:安全に</p> <p>関する一般的な要求事項</p> <p>IEC 60601-2-4:Medical electrical equipment—Part 2-4: Particular requirements for the safety of cardiac defibrillators</p>	<p>JIS T 0601-1:医用電気機器 第1部:安全に</p> <p>熱エネルギー</p> <p>- 高温</p> <p>故障モード</p> <ul style="list-style-type: none"> - 電気的ノ/機械的な安全性の予想外の喪失 - 壊化、磨耗及び反復使用による機能の劣化(例えば、液体／ガス流路の緩やかな閉塞、流動抵抗の変化) - 疲労故障
---	--	---	--	--

(エネルギーを供給する医療機器に対する配慮)

IEC 60601-2-4:Medical electrical equipment—Part 2-4: Particular requirements for the safety of cardiac defibrillators	IEC 60601-2-4:Medical electrical equipment—Part 2-4: Particular requirements for the safety of cardiac defibrillators
IEC 60601-2-4:Medical electrical equipment—Part 2-4: Particular requirements for the safety of cardiac defibrillators	JIS T 0001-1:医用電気機器 第1部:安全に関する一般的な要求事項 IEC 60601-2-4:Medical electrical equipment—Part 2-4: Particular requirements for the safety of cardiac defibrillators
IEC 60601-2-4:Medical electrical equipment—Part 2-4: Particular requirements for the safety of cardiac defibrillators	JIS T 0001-1:医用電気機器 第1部:安全に関する一般的な要求事項 IEC 60601-2-4:Medical electrical equipment—Part 2-4: Particular requirements for the safety of cardiac defibrillators

IEC 60601-2-4:Medical electrical equipment—Part 2-4: Particular requirements for the safety of cardiac defibrillators	IEC 60601-2-4:Medical electrical equipment—Part 2-4: Particular requirements for the safety of cardiac defibrillators
IEC 60601-2-4:Medical electrical equipment—Part 2-4: Particular requirements for the safety of cardiac defibrillators	JIS T 0001-1:医用電気機器 第1部:安全に関する一般的な要求事項 IEC 60601-2-4:Medical electrical equipment—Part 2-4: Particular requirements for the safety of cardiac defibrillators
IEC 60601-2-4:Medical electrical equipment—Part 2-4: Particular requirements for the safety of cardiac defibrillators	JIS T 0001-1:医用電気機器 第1部:安全に関する一般的な要求事項 IEC 60601-2-4:Medical electrical equipment—Part 2-4: Particular requirements for the safety of cardiac defibrillators

(自己検査医療機器等に対する配慮)	(自己検査医療機器等に対する配慮)
第15条 自己検査医療機器又は自己投薬医療機器(以下「自己検査医療機器等」という。)は、それぞれの使用者が利用可能な技能及び手段並びに通常生じ得る使用者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用途に沿つて適正に操作できるように設計及び製造されていなければならぬ。	第15条 自己検査医療機器又は自己投薬医療機器(以下「自己検査医療機器等」という。)は、それぞれの使用者が利用可能な技能及び手段並びに通常生じ得る使用者の技術及び環境の変化の影響に配慮し、用途に沿つて適正に操作できるように設計及び製造されていなければならぬ。
2 自己検査医療機器等は、当該医療機器の取扱い中、検体の取扱い中(検体を取り扱う場合に限る。)及び検査結果の解釈における誤使用の危険性を可能な限り低減するよう設計及び製造されなければならない。	2 自己検査医療機器等は、当該医療機器の取扱い中、検体の取扱い中(検体を取り扱う場合に限る。)及び検査結果の解釈における誤使用の危険性を可能な限り低減するよう設計及び製造されなければならない。
3 自己検査医療機器等には、合理的に可能な場合、製造販売業者等が意図したように機能することを、使用に当たつて使用者が検証できる手順を含めておかなければならぬ。	3 自己検査医療機器等には、合理的に可能な場合、製造販売業者等が意図したように機能することを、使用に当たつて使用者が検証できる手順を含めておかなければならぬ。

(製造業者・製造販売業者が提供する情報)

<p>使用者には、使用者の訓練及び知識の程度を考慮し、製造業者・製造販売業者名、安全な使用法及び医療機器又は体外診断薬の意義図した性能を確認するために必要な情報が提供されなければならない。この情報は、容易に理解できるものでなければならぬ。</p> <p>JIS T 0601-1:医用電気機器 第1部:安全に関する一般的な要求事項 JIS T 0601-1-1:医用電気機器 第1部:安全に関する一般的な要求事項 第1節:副通則 JIS T 0601-1-2:医用電気機器 第1部:安全に関する一般的な要求事項 第2節:副通則 IEC 60601-2-4:Medical electrical equipment—Part 2-4: Particular requirements for the safety of cardiac defibrillators JIS T 1497:医療機器—リスクマネジメントの医療機器への適用</p>	<p>「医家向け医療用具添付文書の記載要領について」(医薬発第1340号 平成13年12月14日) - 不適切なラベリング - 不完全な使用に関する誤り - 副作用に関する不十分な警告 - 不正確な定式化 - 性能特性の不適切な説明 - 意図する使用の不適切な仕様 - 不適切な限界開示 - 不適切な操作指示、例えば - 使用前点検の不適切な仕様 - 條理すぎる操作指示 - 安全に関する一般的な要求事項 - 副通則 - 電磁両立性 - 一般的な要求事項及び試験 - 医療機器の状態があいまいまたは不明瞭 - 不十分な視認性、可聴性、感触性 - 動作に対する制御 - 実際の状態に対する表示情報の配置が分かりにくい、</p>
<p>(性能評価)</p> <p>第16条 医療機器の性能評価を行うために収集されるすべてのデータは、業事法(昭和三十五年法律第百四十五号)その他の関係法令の定めるところに従つて収集されなければならない。 2 臨床試験は、医療機器の臨床試験の実施の基準に関する省令(平成十七年厚生労働省令第三十六号)に従つて実行されなければならない。</p>	